

学外有識者会議 名簿

○:議長・委員長等(その委員会等の長)、□:副部門長、副本部長等

	所 属	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
	立命館大学副学長	伊坂 忠夫	2024.4.1	2026.3.31	
	公益財団法人田附興風会 医学研究所 北野病院理事長	稲垣 暢也	2024.4.1	2026.3.31	
	山科精器株式会社代表取締役社長	大日 陽一郎	2024.4.1	2026.3.31	
	一般社団法人滋賀県薬剤師会前会長	大迫 芳孝	2024.4.1	2026.3.31	
	滋賀医科大学同窓会副会長・ 金子労働衛生コンサルタント事務所所長	金子 均	2024.4.1	2026.3.31	
	株式会社滋賀銀行取締役頭取	久保田 真也	2024.4.1	2026.3.31	
	大津市長	佐藤 健司	2024.4.1	2026.3.31	
	一般社団法人滋賀県医師会会長	高橋 健太郎	2024.7.1	2026.3.31	
	一般社団法人滋賀県歯科医師会会長	中村 彰彦	2024.4.1	2026.3.31	
	滋賀県立総合病院院長補佐兼 看護部長・認定看護管理者	西村 路子	2024.4.1	2026.3.31	
	浅井東診療所所長	松井 善典	2024.4.1	2026.3.31	
	滋賀県知事	三日月 大造	2024.4.1	2026.3.31	
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	三木 恒治	2024.4.1	2026.3.31	

第3条 学外有識者会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 大学その他の教育研究機関の職員 若干名

(2) 本学の所在する地域の関係者 若干名

(3) その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名

2 前項各号の委員は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が選考する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 学外有識者会議に議長を置き、委員の互選とする。

2 議長は、学外有識者会議の議事を進行する。